

Ⅳ 管理運営 令和8年度版 【乳児等通園支援事業用】

【文書指摘：C、口頭指導：B、助言：A】

項 目	着眼点		着 眼 点 ・ 確 認 項 目 (監査指針に準じる)	根拠規定 (監査指針以外)	点検手続等	主 な 指 導 事 項	指導 区分	
	一	余						
1 施設の運営 管理体制の 確立	定員	○	○	入所定員又は利用定員及び 居室の定員を遵守しているか	(一)乳児等通園支援 事業の設備及び運営 に関する基準(以下、 「乳児等基準」とい う。)第21条 (余)児童福祉施設の 設備及び運営に関す る基準(以下、「児童 基準」という。)第32条	事前提出資料、運営規程、図面、実地により確認	入所定員又は利用定員及び居室の定員を 遵守すること。	C
		○	○	運営規程が整備され、当該規 程に基づいた適切な運用がな されているか	乳児等基準第16条	運営規程の作成及び必要な記載事項を確認 運営規程、関係書類により、現状との差異の有無を 検証	運営規程を整備すること。 運営規程の記載事項が不十分又は実態と 相違しているのでは是正すること。	C B
	職員	○	○	直接処遇職員等は、配置基 準に基づく必要な職員が確保 されているか	(一)広島市児童福祉 施設設備基準等条例 (以下、「児童福祉施 設設備基準等条例」と いう。)第9条の2 (余)児童基準第33条	事前提出資料により、配置基準に定める 職員配置 の充足状況を確認 専従保育士(一般型の場合) □ 有 ・ □ 無	基準に定める職員を配置すること。 (資格の必要な職にあっては、当該資格保 有者を配置すること。)	C
		○	○	施設の職員は、専ら当該施設 の職務に従事しているか	乳児等基準第11条	事前提出資料の「職員配置表」により、兼務者の有 無を確認 他職種との兼務 □ 有 ・ □ 無 兼務している場合は、聞き取りにより兼務の形態・体 制を検証 他業種との兼務 □ 有 ・ □ 無	他施設職員又は他職種と兼務していること により、入所者処遇に支障を来さないよう にすること。	C
		○	○	育児休業、産休等代替職員は 確保されているか		聞き取りにより、産休、育休、介護休又は長期の病 休職員等有無を確認 産休等職員 □ 有 ・ □ 無 給与台帳等より、代替職員確保状況を検証	配置基準を下回る場合は、代替職員を確 保すること。	C

項 目	着眼点		着 眼 点 ・ 確 認 項 目 (監査指針に準じる)	根拠規定 (監査指針以外)	点検手続等	主 な 指 導 事 項	指導 区分
	一	余					
施設設備整備	○	○	施設設備は適正に整備されているか【保育所の保育室等の面積基準の確認に限る】	乳児等基準第5条第5項 (一)乳児等基準第21条 (余)児童基準第32条	事前提出資料、図面、実地により確認	最低基準に規定された必須の施設設備を設置すること。	C
	○	○	施設と地域との連携を深めているか	乳児等基準第5条第2項	事前提出資料、聞き取りにより、地域との連携状況を確認	行事等の地域との交流により連携を深めること。	B
2 必要な職員の確保 業務体制 業務省力化	○	○	業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか	人材確保指針第3-1	職員の所掌業務が明確にされ、それが有機的に機能しているかの確認 専門職員、非常勤職員等各職員の組み合わせなど、効率的な業務体制の確立に努めているかの確認	勤務表等を適切に定め、効率的な業務体制の確立に努めること。	C
					IT技術や福祉用具の積極的な活用を通じての業務の省力化努力の確認 各種書類作成事務の効率化・簡素化努力の確認	省力化機器の導入や業務の委託の推進等により業務の省力化に努めること。	A
職員研修	○	○	職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか	社福法第90条第1項 乳児等基準第10条第2項	事前提出資料、復命書、職員会議録等により、研修の実施又は参加の状況を確認	研修機関が実施する研修や施設内の研修への参加の機会を確保し、職員の資質向上に努めること。	C
						職員研修等の充実により、職員の資質向上に努めること。	B
職員確保	○	○	職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか	社福法第90条第1項 人材確保指針第3-1	聞き取りにより、直接処遇職員等の確保及び定着化に対する方策(計画的な採用、労働条件の改善、福利厚生の充実等)の有無を確認 職員の定着率が悪い場合、原因が施設運営、職員処遇に問題がある場合があるので、退職理由をきくこと	労働条件の改善等に配慮し、職員の確保及び定着化について積極的に取り組むこと。	B

項 目	着眼点		着 眼 点 ・ 確 認 項 目 (監査指針に準じる)	根拠規定 (監査指針以外)	点検手続等	主 な 指 導 事 項	指導 区分
	一	余					
秘密保持	○	○	業務上知り得た秘密を漏らさないような措置を講じているか また、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき措置を講じているか	乳児等基準第18条	事前提出資料、聞き取りにより、秘密保持のための方策等の有無を確認 雇用契約書、誓約書等で秘密保持の規定の有無を確認 聞き取りにより、職員への周知方法を確認	雇用契約書、誓約書等に在職中、退職後において業務上の秘密保持を規定すること。	C
3 防災対策の 充実強化 防火管理者	○	○	防火管理者は消防計画を適切に作成し、消防署に届け出ているか	消防法第8条 消防法施行令第3条の2第1項 乳児等基準第6条第1項	※併設施設の監査結果により確認	防火管理者を選任し、所轄の消防署に届け出ること。	B
						消防計画を作成すること。	C
						消防計画を所轄の消防署に届け出ること。	B
						消防計画の記載事項が、実態に即していない、又は不備があるので変更の上、所轄の消防署へ届け出ること。	B
災害対策訓練	○	○	避難・消火訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施されているか	消防法施行規則第3条第10項、第4条の2の4 乳児等基準第6条第2項	※併設施設の監査結果により確認	避難訓練及び消火訓練が基準の回数以上実施されていないので実施すること。	B
非常災害時の 関係機関への 通報体制等	○	○	非常時の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか	児童福祉施設設備基準等条例第2条第8項、第10条第6項	近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携、協力体制を確認 非常時における関係機関への連絡体制の職員への周知を確認	非常時の連絡・避難体制及び地域住民・近隣施設、消防等関係機関の協力・連絡体制を確保すること。	B

項 目	着眼点		着 眼 点 ・ 確 認 項 目 (監査指針に準じる)	根拠規定 (監査指針以外)	点検手続等	主 な 指 導 事 項	指導 区分
	一	余					
消防用設備	○	○	消防法令に基づいて消火器等必要な消防用設備等、防災物品などを整備しているか ※消火器、誘導灯、屋内消火栓、防災カーテン 等 ※消防法令、設置基準に基づく確認は、専門的な知識が必要なので、困難である。事前提出資料の「災害設備等の状況」、「消防署の立入検査の状況」、「消防設備の保守点検の状況」により確認及び別紙方法により現地確認	消防法第8条の2の2、第8条の3、第17条乳児等基準第6条第1項	※併設施設の監査結果により確認	消防法令に基づいた必要な消防用設備等(防災物品、防災製品含む)が未設置なので設置すること。	B
						消防用設備等(防災物品、防災製品含む)の整備が不十分なので、適切に整備すること。 ・消防用設備等(消防法第17条) 消防の用に供する設備(消火設備、警報設備及び避難設備)、消防用水、消火活動上必要な施設 ・防災物品(カーテンなど)(消防法第8条の3)	B
	○	○	消防用設備等は専門業者により定期的に点検されているか	消防法第17条の3の3 消防法施行規則第31条の6第3項第1号	※併設施設の監査結果により確認	専門業者による消防用設備等の点検を年2回実施すること。(未実施)	C
						年2回の消防用設備等の点検のうちの1回は、報告書を消防署へ提出すること。	B
	○		非常時に対する避難設備(階段、避難器具)が整備され、点検されているか	乳児等基準第6条第1項	点検結果記録、聞き取り、現地での検証により確認 避難設備及びその付近に避難の支障となる物件が放置されていないかも合わせて確認	避難設備(階段、避難器具)を設置・点検すること。	C
						避難設備(階段、避難器具)の整備・管理が不十分なので適切に整備・管理すること。	B
その他	○		防犯について配慮されているか	H13年雇児総第402号	聞き取りにより確認 (例示) ・関係者への連絡方法の職員への周知 ・外部からの人の出入りの確認(防犯カメラ等)、門扉の施錠 ・防犯のための避難訓練 ・関係機関等との連携体制の整備 ・緊急時の安全確保の体制整備	防犯について配慮すること。(児童)	B
4 犯罪事実 確認等の措置	○		子ども性暴力防止法は遵守されているか	子ども性暴力防止法第4条～第8条	聞き取り、就業規則の確認等により、子どもに接する業務に従事する職員に対し、以下の①～③の措置が全て講じられていることを確認(令和8年12月25日以後の指導監査から適用)		

項 目	着眼点		着 眼 点 ・ 確 認 項 目 (監査指針に準じる)	根拠規定 (監査指針以外)	点検手続等	主 な 指 導 事 項	指導 区分
	一	余					
					①犯罪事実確認書による犯罪事実確認を行っているか 【具体例】 ・新規採用者・配置転換等による新規業務従事者について、従事前、犯罪事実確認を行うこと ・現職者について、R11.12.14までに犯罪事実確認を行うこと ・犯罪事実確認を行った者について、その確認日から起算して5年以内に、再度、犯罪事実確認を行うこと ・いとま特例(急な欠員等やむを得ない事情により、犯罪事実確認前の代替要員が業務に従事することを許容した上で、従事後3月以内に当該確認を受けさせること等)を適用した場合の必要な措置(性犯罪事実該当者とみなし、原則、こども(園児?)と1対1にさせない・管理職による定期的な巡回声掛け等)を講ずること 等 ②被害の早期把握のための安全確保措置を行っているか 【具体例】 ・法の対象となる職員、不適切な行為等を規定する就業規則等の整備 ・こどもの日常的な監視を行うこと ・こどもの発達段階等に応じた定期的な面談・アンケートを行うこと ・疑い把握時に講ずべき措置の具体的内容及び手順を策定し、職員・こども・保護者に周知すること ・相談員の選任か内部又は外部の相談窓口を設置し、こども・保護者に周知すること ・職員に対し法の目的に沿った研修を受講させること ・疑い把握時に事実確認等のための調査を適切に行うとともに、被害を受けたこども・保護者への保護・支援に誠実に対応すること 等 ③防止策を講じているか ・性犯罪暴力等が確認された職員について、配置転換等の雇用管理上の措置を可能とする就業規則の整備を行う等、適切な防止措置が講ずることができるようにすること 等	こども性暴力防止法により求められている措置が不十分なため、速やかに対応すること。 ※令和8年12月24日までは助言	C
							C
							C

※監査指針(児童福祉行政指導監査実施要綱)